

# 博多港港湾計画書（案）

— 軽易な変更 —

令和2年3月

博多港港湾管理者

福岡市



本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成27年12月 第31回博多港地方港湾審議会

- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会

の議を経た博多港の港湾計画の軽易な変更をするものである。



## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 水域施設計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地利用計画	4



## 変 更 理 由

- 1 港内の船舶航行の安全を図るため、箱崎ふ頭地区において、水域施設計画を変更する。
- 2 親水性・回遊性の向上により、賑わい空間の創出を図るため、中央ふ頭地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 水域施設計画

港内の船舶航行の安全を図るため、航路を次のとおり計画する。

#### 1-1 航路

箱崎ふ頭地区 航路 水深 2.5 m 幅員 30 m [新規計画]

なお、これに伴い、防波堤（波除）48 mを新たに計画するとともに、東防波堤48 mを撤去する。



## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

親水性・回遊性の向上を図るため、緑地を次のとおり変更する。

中央ふ頭地区

緑地 3 h a (うち 2 h a 既設) [既定計画の変更計画]

既定計画  
中央ふ頭地区  
緑地 3 h a (うち 2 h a 既設)

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

### 1 土地利用計画

(単位:ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
中央ふ頭～博多ふ頭地区	(19)	(21)	(14)			(12)		(4)		(70)
	19	21	14			12		4		70

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

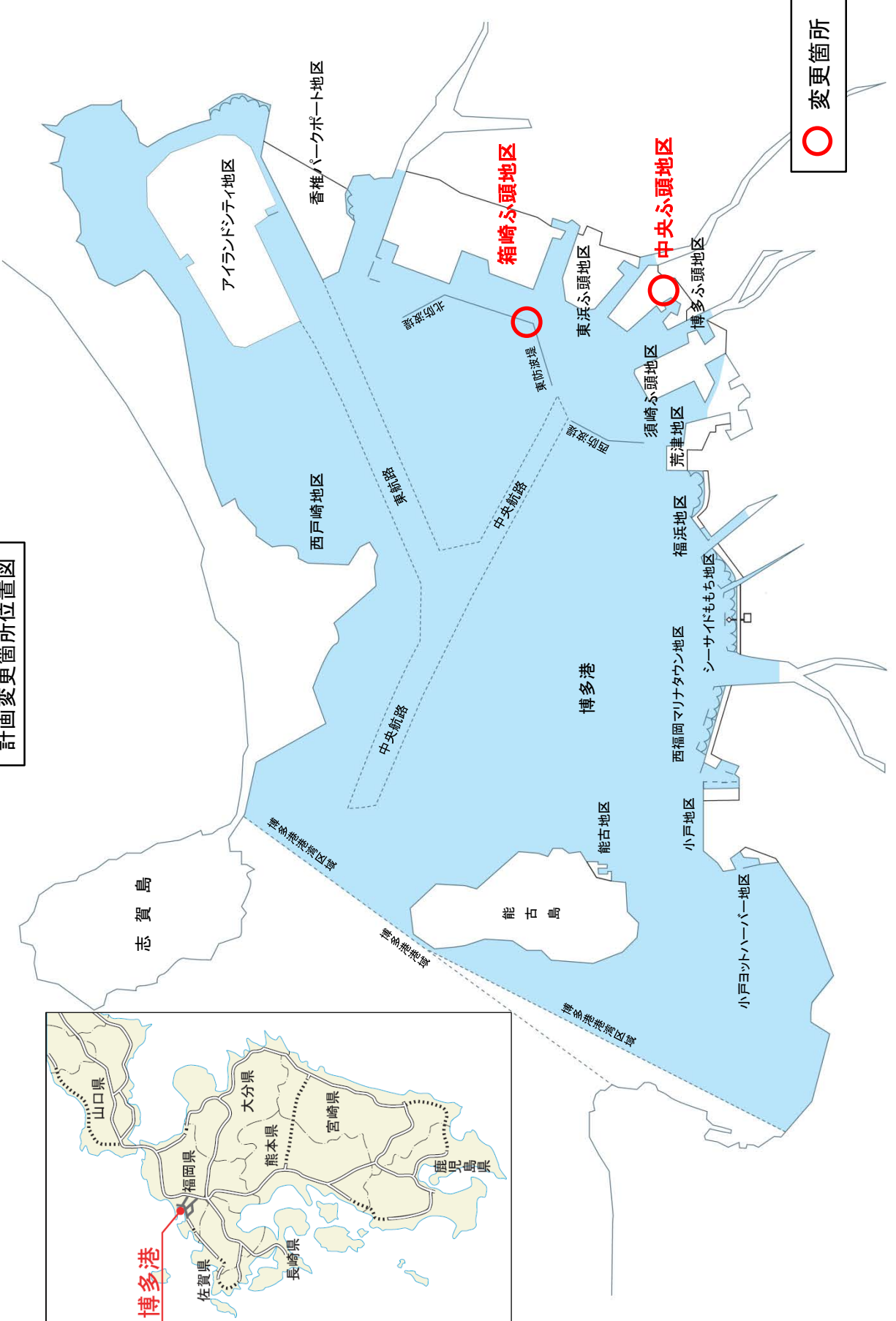
注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の軽易な変更に係る地区についてのみ記載した。





計画変更箇所位置図

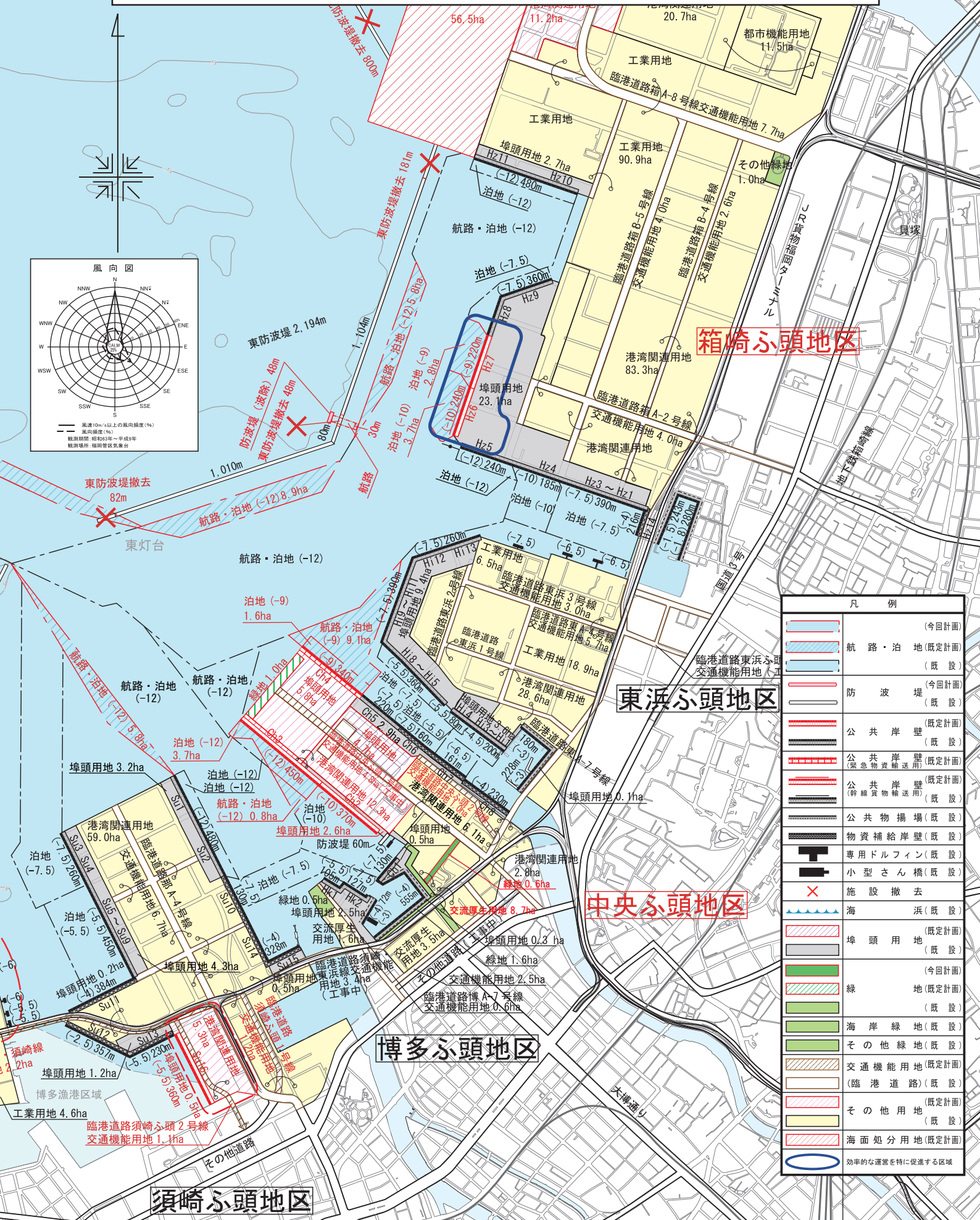
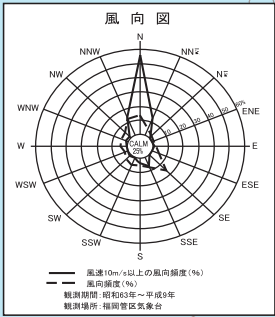


○ 変更箇所



# 博多港港湾計画図

1 : 20,000



凡例	
	（今回計画）
	航路・泊地（既定計画）
	（既設）
	防波堤（今回計画）
	（既設）
	公共岸壁（既定計画）
	（既設）
	公共岸壁（緊急物資輸送用）（既定計画）
	（既設）
	公共岸壁（幹線貨物輸送用）（既定計画）
	（既設）
	公共物揚場（既定計画）
	（既設）
	物資補給岸壁（既定計画）
	（既設）
	専用ドルフィン（既定計画）
	（既設）
	小型さん橋（既定計画）
	（既設）
	施設撤去
	海浜（既定計画）
	埠頭用地（既定計画）
	（既設）
	（今回計画）
	緑地（既定計画）
	（既設）
	海岸緑地（既定計画）
	（既設）
	その他緑地（既定計画）
	（既設）
	交通機能用地（既定計画）
	（臨港道路）（既定計画）
	（既設）
	その他用地（既定計画）
	（既設）
	海面処分用地（既定計画）
	効率的な運営を特に促進する区域

